

Ⅲ 関連する他の法律との関係

Ⅲ-4. その他

I-1 法の理念目的より

【「能力に応じ」という表記について】

○社会福祉法第3条に「能力に応じ」という表記があるが、これは能力主義を想起させ「インクルーシブな社会を目指す」という改革の趣旨とは整合しないので、削除する。

I-5 権利擁護より

【苦情解決機関（社会福祉法）について】

- 苦情解決制度は、現行の社会福祉法に基づく仕組みを、権利擁護の観点から抜本的に見直す。そのポイントは下記の2点である。
- ・都道府県社会福祉協議会に設置されている福祉サービス運営適正化委員会の下の苦情解決合議体が、苦情を受ける当事者である事業所との関係で独立性を担保されていること。
 - ・この合議体によるあっせん、意見具申が苦情解決に当たって有効であったかを検証し、その機能を高めること。

【オンブズパーソン制度と虐待防止について】

- 今年6月に成立した障害者虐待防止法では、都道府県や市町村は虐待を防止するために、オンブズパーソン活動を行う団体など、民間の団体と連携協力することとされており、この連携を強化することが重要である。
- 障害者虐待防止法では、福祉施設で働く人やオンブズパーソンなどが虐待を発見した時には、市町村に通報しなければならないとされている。従って、虐待の発見や通報に関しても、市町村とオンブズパーソンの連携が重要になる。
- オンブズパーソンの制度化は、総合福祉法に位置付けるのか虐待防止法に位置付けるのかを含めて、今後の重要な課題である。

【モニタリング機関について】

- 総合福祉法の実施状況に対するモニタリングは、改正障害者基本法で示された国、都道府県、市町村に設置される「審議会その他の合議制の機関（以下、モニタリング機関という）」において行う。

- 総合福祉法の実施状況については、国、都道府県、市町村に設置されるモニタリング機関においてモニタリングを実施し、その結果に関する勧告を含む意見等は、国（所管省庁の大臣）に対して、または、都道府県および市町村の関係行政機関や地域の自立支援協議会などに報告される。
- 市町村のモニタリング機関は、総合福祉法の当該市町村（広域連合を含む）での施策展開状況や障害福祉計画の達成状況について評価・分析・問題点抽出（調査・審議）を行い、必要に応じて、当該市町村の関係行政機関をはじめ地域自立支援協議会などの関係機関や団体に対して改善の提案を行う。なお、市町村のモニタリング機関の必置については、障害者施策の市町村格差をなくす観点から今後の課題として引きつづき検討する。
- 都道府県のモニタリング機関は、市町村モニタリング機関から集められた全県的課題を整理した上で、その評価・分析・問題点抽出（調査・審議）を行い、必要に応じて、当該都道府県の関係行政機関や自立支援協議会などの関係機関や団体に改善の提案を行う。
- 都道府県、市町村のモニタリング機関には、実際にサービスを利用する障害当事者の参画も必要不可欠である。
- 都道府県、市町村の地域自立支援協議会では、障害福祉計画の進行管理や次期計画の作成などにおいて、モニタリング内容を踏まえた検討を行い、整備水準を高めることとする。
- 個別ケースではない地域課題の問題については、障害当事者や相談支援機関がモニタリング機関に課題提起をすることができるようにする。

【権利擁護と差別禁止の普及啓発について】

- 障害のある人となない人が地域で共に暮らすためには、障害者理解や権利擁護、差別の禁止などの普及啓発に向けた取組みが国と地方自治体の双方で必要である。これにより、総合福祉法は実質的に機能することになる。
- 国においては、情報提供や相談対応等の支給決定プロセスから福祉サービス利用における不利益取扱いを禁止し、また権利擁護と差別禁止を普及啓発すること等を法定化した差別禁止法制の制定が求められる。
- 市町村、都道府県においても差別禁止の普及啓発と、差別事案が発生したときのあっせん・調整・相手方への勧告等の仕組みを盛り込んだ差別禁止条例が必要である。
- 普及啓発については、権利の形成や獲得とその支援に関して、鳥取県・島根県で進められている「あいサポート運動」(※)のような活動が不可欠である。
(※)「あいサポート運動」とは、地域の理解が不可欠という考え方をもとに、障害のある人が地域の一員としていきいきと暮らすため、住民に障害の特

性や障害のある人への配慮の仕方などを理解・実践してもらう運動である。平成21年より取組まれ、一般市民、障害者団体や県内外の民間企業等が“あいサポーター”として参加協力し、暮らしやすい地域社会づくりのために運動を繰り広げている。

I-6 支援体系より

【公営住宅や民間賃貸住宅の活用について】

- 公営住宅の障害者優先枠を拡大する。
- 民間賃貸住宅の一定割合を公営住宅として借り上げる、一定規模以上の民間賃貸住宅には障害者に配慮した住宅の設置を義務付けこれに公的補助を行う等、民間賃貸住宅への入居を進めるために必要な施策を講じる。
- 民間賃貸住宅におけるグループホーム設置を一層促進する。そのために、建築基準法を見直し、防火壁などの工事を必要とする等の現在の厳しい基準をなくして、グループホームを一般住居として扱うこと。
- 事業者に対する税制の優遇（不動産取得税、固定資産税、都市計画税等の減額もしくは免除）を設け、住居提供者に対する経済的支援策や優遇策を講じる。

【一般住宅に住む障害者への家賃補助、住宅手当などについて】

- 一般住宅に住む障害者への経済的支援について、家賃補助や住宅手当の創設等を含め、関係する省庁による連携の下、検討を進める。

I-10 地域移行より

【地域移行・地域生活の資源整備に欠かせない住宅確保の施策について】

- 長期入院を余儀なくされ、そのために住居を失うもしくは家族と疎遠になり、住む場がない人には、民間賃貸住宅の一定割合を公営住宅として借り上げるなどの仕組みが急務である。グループホームも含め、多様な居住サービスの提供を、年次目標を提示しながら進めるべきである。
- 保証人がいないために住居が確保できない入所者・入院者にとって、公的保証人制度は必要であり、自治体が保証人となるべきである。

